


## あんしん生活緊急サポート事業(障害者緊急短期入所事業)実施要綱

ページ番号92855

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 フォブ

2012年11月15日

### (目的)

第1条 この要綱は、知的障害者の介護を行う保護者等の疾病その他の理由により知的障害者が一時的に保護を必要とする場合に、当該知的障害者が緊急に短期入所を利用するための空床を確保することにより、知的障害者及びその保護者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、知的障害者とは、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者のことをいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は京都市とする。

2 この事業を提供する事業所は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所であって、市長が適当と認めるものとする。

### (対象)

第4条 この事業の対象者は、京都市内に居住する在宅の知的障害者であって、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所のサービスを利用できる者とする。

### (対象の範囲)

第5条 この事業は、対象者の保護者等が、疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、看護、その他の社会的理由により、一時的に対象者の保護を必要とすると市長が認めた場合に利用できる。

### (利用期間)

第6条 この事業の利用期間は、1回の利用につき概ね7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (利用の申請及び決定)

第7条 この事業の利用の申請及び決定は、障害者自立支援法第20条第1項及び第22条第1項に規定する申請及び支給要否決定を行うものとする。

### (経費)

第8条 この事業に要する費用の額は、障害者緊急短期入所事業として市長が必要と認める短期入所の空床を確保した日数に応じて、1日につき6,615円とする。

### (その他)

第9条 この要綱において定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、保健福祉局障害保健福祉推進室長が定める。